

追手門学院大学人権啓発委員会規程

1995年3月22日

制定

第1条 本学に、追手門学院大学人権啓発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学教職員・学生の人権意識を涵養し、あらゆる差別をなくすために、全学的な啓発・教育活動を推進することを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権啓発活動の年間計画の策定
- (2) 講演会、懇談会、セミナーなど研修活動の企画・運営
- (3) 教養講座の企画・運営
- (4) 出版活動
- (5) 書籍の選択及び資料の収集
- (6) 研究活動
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 教務部長
- (3) 学生支援部長
- (4) 学長室長
- (5) 教務部事務部長
- (6) 総務部長若しくは総務部次長
- (7) 第5条第1項に定める委員長の名指す者

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を統括し、学内諸機関と連携して事業計画の実現をはかる。

3 委員長は、当該年度の事業経過並びに次年度事業計画案を大学教育研究評議会に報告し、その承認を得なければならない。

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の教職員及び学生の出席を求め、意見を聞くことができる。

第7条 委員会に関する事務は、学長室が行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会がこれ

を定める。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。